

## 令和6年度第3回茨城県薬剤師確保対策協議会 結果

- 1 日時：令和6年11月21日（木）14時～14時42分
- 2 開催場所：Webexによるオンライン会議
- 3 結果：
  - (1) 開会挨拶（保健医療部長）
  - (2) 協議事項
    - ア 薬剤業務向上加算に係る確認項目及び判断基準(案)並びに茨城県薬剤業務向上加算協議要領（案）
    - イ 茨城県病院薬剤師卒後研修プログラムガイドライン（改訂案）
      - ア、イについて、全会一致で承認
  - (3) その他
    - ア 県ホームページにおける議事録の公開について  
事務局で、議事録の作成後に各員に内容の確認を行った後、概要版の公開を了承
    - イ 今後について  
次回の薬剤師確保対策協議会は1月最終週～2月上旬頃に開催予定
    - ウ 現在の薬剤師確保対策の進捗状況について報告

### 【以下、各委員からの主な意見】

#### 《主な協議事項の内容》

- 診療報酬（薬剤業務向上加算）を取得するためには、出向元の病院が県と協議したうえで、厚生局に提出する必要がある。（事務局）
- 出向期間が1年以上である理由は、薬剤師が出向先の業務に慣れ、課題解決に取り組むために必要な期間と考えるため。（事務局）
- 特定機能病院から不足地域へ薬剤師を派遣することで、地域医療を学ぶ機会を提供し、ウインウインな関係を築くことが可能であるとする。
- 薬剤業務向上加算は、実際に薬剤師を派遣していないと算定できない。（事務局）
- 薬剤師卒後研修プログラム部会において、プログラム責任者の明確化や評価基準の見える化などの提案があったことから、今回、プログラムガイドラインの改定が協議された。